



# 熊本県公報

第13523号  
令和8年(2026年)  
4月3日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○農業改良資金事務委託契約	( 団体支援課 )	1
○林業・木材産業改善資金事務委託契約	( 〃 )	2
○沿岸漁業改善資金事務委託契約	( 〃 )	2
○指定居宅サービス事業者の廃止	( 高齢者支援課 )	3
○指定介護予防サービス事業者の廃止	( 〃 )	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	( 障がい者支援課 )	4
○熊本県労働委員会委員の改選	( 労働雇用創生課 )	5
○指定居宅サービス事業者の指定	( 高齢者支援課 )	5
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	6
○介護医療院の廃止届	( 〃 )	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	( 障がい者支援課 )	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	( 〃 )	6
○するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能エネルギー	( 水産振興課 )	7
○海岸保全区域の廃止	( 農地整備課 )	7
○道路の区域変更	( 道路保全課 )	7
○道路の供用開始	( 〃 )	8
○道路の供用開始	( 〃 )	8
○熊本県資源管理方針の改正	( 水産振興課 )	8
<b>公 告</b>		
○農用地利用集積等促進計画の認可	( 担い手支援課 )	9
○県営土地改良事業計画の決定	( 農村計画課 )	12
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	( 都市計画課 )	13
○八代都市計画道路(中央線)の変更	( 〃 )	13
○熊本県道路賠償責任保険契約に係る一般競争入札の実施	( 道路保全課 )	13
○熊本県消防学校車庫棟什器製造業務委託	( 消防保安課 )	15
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 建築課 )	19
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	19
○八代都市計画下水道の変更(八代市決定)	( 都市計画課 )	19
○八代都市計画ごみ焼却場(八代市清掃センター)の変更(八代市決定)	( 〃 )	19
<b>登 載 依 頼</b>		
○直接請求の連署基準数	( 選挙管理委員会 )	19
○直接請求の連署基準数	( 〃 )	20
○政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	( 〃 )	20
<b>正 誤</b>		
○令和8年(2026年)3月3日熊本県告示第176号(指定居宅サービス事業者の指定)中	( 高齢者支援課 )	20
○令和8年(2026年)1月30日熊本県公告第63号(農用地利用集積等促進計画の認可)中	( 担い手支援課 )	21

## 告 示

### 熊本県告示第304号

熊本県農業改良資金貸付要項を廃止する要項附則第2項及び第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同要項による廃止前の熊本県農業改良資金貸付要項に基づく農業改良金の償還金の徴収又は収納を次のとおり委託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 委託の相手方

名 称	所 在 地
上益城農業協同組合	上益城郡甲佐町大字白旗543-1
鹿本農業協同組合	山鹿市鹿央町持松159番地1
八代地域農業協同組合	八代市西片町1525-1
阿蘇農業協同組合	阿蘇市一の宮町宮地387番地5

2 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日

令和7年(2025年)4月1日

3 当該公金事務を行うことができる期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

**熊本県告示第305号**

熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項の規定に基づく林業・木材産業改善資金の貸付金の支出及び償還金の徴収又は収納を次のとおり委託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 委託の相手方

名 称	所 在 地
熊本県森林組合連合会	熊本市東区戸島二丁目3番35号
熊本県木材事業協同組合連合会	熊本市中央区神水一丁目11番14号
菊池森林組合	菊池市旭志伊坂524番地1
小国町森林組合	阿蘇郡小国町大字宮原1802-1
緑川森林組合	上益城郡山都町下馬尾313番地
くま中央森林組合	人吉市東間下町3333番地の1
阿蘇森林組合	阿蘇市蔵原885番地の1
八代森林組合	八代市泉町下岳101番地
協同組合熊本木材工業団地	熊本市東区平山町2986番地20
上益城木材事業協同組合	上益城郡嘉島町上島2927番地
湯前木材事業協同組合	球磨郡湯前町4021-1

2 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日

令和7年(2025年)4月1日

3 当該公金事務を行うことができる期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

**熊本県告示第306号**

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項(昭和63年熊本県告示第985号)の規定に基づく沿岸漁業改善資金の貸付金の支出及び償還金の徴収又は収納を次のとおり委託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 委託の相手方

名 称	所 在 地
農林中央金庫	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
熊本北部漁業協同組合	玉名郡長洲町大字長洲3328番地20
滑石漁業協同組合	玉名市滑石1683番地
河内漁業協同組合	熊本市西区河内町船津2222番地の11
小島漁業協同組合	熊本市西区小島下町3634の2
海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町410番地
川口漁業協同組合	熊本市南区川口町3013-4
住吉漁業協同組合	宇土市住吉町875
八代漁業協同組合	八代市新開町3-84
芦北町漁業協同組合	葦北郡芦北町大字田浦町426番地の3
樋島漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町樋島3479番地2
御所浦町漁業協同組合	天草市御所浦町御所浦2895番地17
嵐口漁業協同組合	天草市御所浦町御所浦2852番地6

- |          |             |
|----------|-------------|
| 天草漁業協同組合 | 天草市港町10番19号 |
|----------|-------------|
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日  
令和7年(2025年)4月1日
  - 3 当該公金事務を行うことができる期間  
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

**熊本県告示第307号**

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。  
令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
合同会社ケアサポート結	ヘルパーステーション結	菊池市泗水町吉富2860番地40	令和7年(2025年)11月5日	訪問介護
あまくさ農業協同組合	あまくさ農業協同組合訪問介護事業所	天草市太田町1番地2	令和7年(2025年)11月6日	訪問介護
社会福祉法人菊愛会	訪問介護事業所たまゆら	菊池市亘359番地2	令和7年(2025年)11月20日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター玉名駅前	玉名市中1703-1田上店舗2号室	令和7年(2025年)12月24日	訪問介護
NPO法人福祉の里かわうら	障がい者支援センターらいふ	天草市河浦町久留217番地2	令和8年(2026年)1月16日	通所介護
株式会社ウェリード	デイウェリード	上益城郡甲佐町大字芝原1029番地2	令和8年(2026年)1月21日	通所介護
社会福祉法人姫戸福祉会	姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑	上天草市姫戸町姫浦字西成川内3055番地106	令和8年(2026年)1月23日	訪問介護
和水町	和水町デイサービスセンター	玉名郡和水町江田4025番地	令和8年(2026年)2月5日	通所介護
株式会社きらら	くらだけ訪問看護	菊池市旭志川辺508	令和8年(2026年)2月9日	訪問看護
有限会社一光工業	まごころデイサービス	玉名郡長洲町宮野1298番地17	令和8年(2026年)2月12日	通所介護
社会福祉法人人吉市社会福祉協議会	社会福祉法人人吉市社会福祉協議会訪問介護事業所	人吉市西間下町41番地1	令和8年(2026年)2月16日	訪問介護
株式会社メディスン	こじか薬局	山鹿市方保田3646-4	令和8年(2026年)2月17日	居宅療養管理指導
社会福祉法人黎明福祉会	豊洋園訪問看護ステーション	宇城市三角町里浦2855番5	令和8年(2026年)2月1	訪問看護

			7日	
社会福祉法人昭寿会	地域密着型悠清苑短期入所生活介護事業所	阿蘇郡南小国町大字満願寺5854番地の1	令和8年(2026年)2月19日	短期入所生活介護
有限会社ハートフルハウス	訪問看護ステーションはあとふる	宇土市浦田町150番地	令和8年(2026年)2月24日	訪問看護
社会福祉法人浩風会	岱山苑ホームヘルプステーション	玉名市築地兔町1596番地1	令和8年(2026年)2月25日	訪問介護
南阿蘇訪問介護事業企業組合	指定南阿蘇訪問介護事業所	阿蘇郡高森町大字草部1769番地2	令和8年(2026年)2月27日	訪問介護
合同会社コンフィセンス	訪問看護ステーション楽日和	人吉市鬼木町1529番地23	令和8年(2026年)2月27日	訪問看護
社会福祉法人和創会	訪問介護薫寄堂	山鹿市方保田3636番地2	令和8年(2026年)2月27日	訪問介護

**熊本県告示第308号**

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和8年（2026年）4月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
株式会社きらら	くらだけ訪問看護	菊池市旭志川辺508	令和8年(2026年)2月9日	介護予防訪問看護
株式会社メディスン	こじか薬局	山鹿市方保田3646-4	令和8年(2026年)2月17日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人黎明福祉会	豊洋園訪問看護ステーション	宇城市三角町里浦2855番5	令和8年(2026年)2月17日	介護予防訪問看護
社会福祉法人昭寿会	地域密着型悠清苑短期入所生活介護事業所	阿蘇郡南小国町大字満願寺5854番地の1	令和8年(2026年)2月19日	介護予防短期入所生活介護
有限会社ハートフルハウス	訪問看護ステーションはあとふる	宇土市浦田町150番地	令和8年(2026年)2月24日	介護予防訪問看護
合同会社コンフィセンス	訪問看護ステーション楽日和	人吉市鬼木町1529番地23	令和8年(2026年)2月27日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第309号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）4月3日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
水俣協立クリニック 水俣市桜井町2丁目2番12号	令和8年(2026年)4月1日
あいあい薬局 人吉店 人吉市蟹作町1108-4	令和8年(2026年)4月1日
くらだけ訪問看護 菊池市旭志川辺508	令和8年(2026年)4月1日
訪問看護ステーション うきつと 宇城市松橋町曲野2163番地1 松久ビル1-C	令和8年(2026年)4月1日

**熊本県告示第310号**

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項の規定により第50期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により次のとおり労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木村 敬

- 1 推薦する者の資格
  - (1) 労働者委員候補者の推薦資格  
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
  - (2) 使用者委員候補者の推薦資格  
熊本県の区域内のみに組織を有し、主な目的として労働問題を取り扱うことを業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- 2 推薦される者の資格  
委員の任命については、法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。
- 3 推薦期間  
令和8年(2026年)4月3日から令和8年(2026年)5月15日まで
- 4 推薦に必要な書類
  - (1) 労働者委員候補者の推薦
    - ア 推薦書（別記第1号様式）
    - イ 履歴書（別記第2号様式）
    - ウ 法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書  
なお、証明書の交付を申請する場合は、次の書類を令和8年(2026年)4月3日から4月17日までに熊本県労働委員会に提出すること。
      - (ア) 労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）
      - (イ) 組合規約（選挙規程、会計規程を含む。）の写し
      - (ウ) 労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し
      - (エ) 役員名簿（別記第4号様式）
      - (オ) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）
      - (カ) 調査表（別記第5号様式）
      - (キ) 会計報告書、事務分掌規程等
  - (2) 使用者委員候補者の推薦
    - ア 推薦書（別記第6号様式）
    - イ 履歴書（別記第7号様式）
  - (3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等様式の請求先  
(1) 及び(2)の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第1号様式及び別記第6号様式）、履歴書（別記第2号様式及び別記第7号様式）、労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）、役員名簿（別記第4号様式）及び調査表（別記第5号様式）については、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。
- 5 推薦の方法  
労働者委員候補者の推薦については推薦書（4の(1)のア）及び履歴書（4の(1)のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4の(1)のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4の(2)のア）及び履歴書（4の(2)のイ）を、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課に提出すること。

**熊本県告示第311号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社花	花ケアステーション	玉名市岱明町下 沖洲830番地	令和8年 (2026年)4月1日	訪問介護

**熊本県告示第312号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社AMI DA	デイサービスM UKTI	山鹿市方保田3 636番地2	令和8年 (2026年)4月1日	通所介護

**熊本県告示第313号**

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第113条第2項の規定による介護医療院の廃止の届出があったので、同法第114条の7の規定により公示する。  
 令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称及び所在地	開設者の名称	廃止届受理年月日	サービスの種類
岸病院介護医療院 菊池市泗水町豊水3388 番地1	医療法人菊芳会	令和8年(2026年)3月25日	介護医療院、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

**熊本県告示第314号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。  
 令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
通所支援事業所 nicoichi 人吉市上林町8 02番地1	株式会社心琴 人吉市上林町80 2番地1 松本 智子	令和8年(2026年)4月1日	435060 0179	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第315号**

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
健人堂キッズクラブ 人吉市上林町 802番地1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町1639番地15 馬場 健太郎	令和8年(2026年)3月31日	4350600088	指定放課後等デイサービス
健人堂キッズクラブII 球磨郡あさぎり町須恵字北瀬620番地2	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町1639番地15 馬場 健太郎	令和8年(2026年)3月31日	4350600120	指定放課後等デイサービス
児童発達支援ぶらんた 宇城市松橋町松橋28番8号	特定非営利活動法人Core ricco 宇城市松橋町松橋28番8号 上田 華奈子	令和8年(2026年)3月31日	4352700209	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第316号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、特定水産資源「するめいか」に関する令和8管理年度(令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

するめいかに関する令和8管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
熊本県するめいか知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能性 現行水準

熊本県告示第317号

昭和35年(1960年)12月24日熊本県告示第766号(海岸保全区域の指定)で指定した丸島海岸の海岸保全区域を廃止する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 92番2地先から  同所 51番23地先まで	前	4.9 ～ 38.9	168.3	道補修 (補)
			後	8.2 ～ 74.7	99.3	
				4.9 ～ 38.9	168.3	

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)4月3日

熊本県告示第319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町二瀬本字小園 78番地先から 上益城郡山都町二瀬本字町 50番地先まで	158.6	単県橋り よう改築

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)4月3日

熊本県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町川嶽字鶯越 2439番1地先から  同所 2447番1地先まで	94.5	迂回路の 設置

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)4月6日

熊本県告示第321号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により令和2年(2020年)11月30日熊本県告示第872号の2(熊本県資源管理方針)の一部を次のように改正する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

第1の1中「平成30年(2018年)の生産量で約6.8万トン」を「令和5年(2023年)の海面漁業・養殖業生産量で約6.0万トン」に、「約380億円」を「約436億円」に、「約5.4千人」を「約4.1千人」に改める。

第6の1(2)中「法第26条第1項又は第30条第1項」を「法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項」に改める。

別紙1-3第2の1(2)②を、次のように改める。

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

別紙1-4第2の1(2)を、次のように改める。

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

なお、知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までにおいて1日の漁獲量が100キログラムを超えた場合は、漁獲量等の報告に加えて、別に定める方法により速報することとする。

附 則

この方針は、告示の日から施行し、令和8年(2026年)4月1日から適用する。

公 告

熊本県公告第185号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
幸野 志乃	水上村	幸野 敏朗	水上村	球磨郡水上村大字岩野字原767ほか3筆
椎葉 サダ子	水上村	石山 慎二	水上村	球磨郡水上村大字湯山字隠館1142-51ほか1筆
安達 みどり	水上村	石山 慎二	水上村	球磨郡水上村大字岩野字原766ほか2筆
田浦 由郎	水上村	吉永 秀一	水上村	球磨郡水上村大字岩野字上七代3096ほか1筆
濱川 孝成	水上村	濱川 俊一郎	水上村	球磨郡水上村大字湯山字中北目1708-2ほか2筆
岡本 清子 外1名	甲佐町	農事組合法人 元白旗	甲佐町	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1932-1ほか2筆
岩永 博幸	福岡県 福岡市	伊豆野 誠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字安平字上原996-1ほか10筆
緒方 廣人	甲佐町	伊豆野 誠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字豊内字中園159ほか1筆
緒方 廣人	甲佐町	伊豆野 誠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮462ほか1筆
吉永 正春	熊本市	株式会社誠フ ラワー	甲佐町	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一363-1ほか4筆
櫛山 新	甲佐町	株式会社まきの 農園	甲佐町	上益城郡甲佐町大字府領字下川原191
古林 敬之	甲佐町	株式会社まきの 農園	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字下大坪2712ほか2筆
田中 和宣	甲佐町	田中 健	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中横田字内田839ほか2筆

丸山 透	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字下新地2138-2
田上 文勝	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字居屋敷7-1
布田 雄一	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字下新地2137-1ほか1筆
東 洋一	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2018-1ほか4筆
布田 蓉市郎	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字居屋敷2-1
川田 茂利	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字下新地2080-1ほか3筆
喜田 忠臣	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2012-1ほか2筆
堤 明子	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2011ほか1筆
布田 ヤス子	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字出口1680-1
坂井 金次郎	益城町	花田 直	益城町	上益城郡益城町大字赤井字左原牟田420ほか4筆
嘉村 まり	福岡県 福岡市	坂上 孝司	益城町	上益城郡益城町大字砥川字十五890-1
岡本 伸二	熊本市	坂上 孝司	益城町	上益城郡益城町大字砥川字無田1416-1ほか2筆
飯村 輝	益城町	福本 幸司	益城町	上益城郡益城町大字砥川字久保田185-1
作本 雄一	益城町	山本 博文	益城町	上益城郡益城町大字福富字秋永62-1ほか1筆
川端 房男	益城町	農業生産法人 株式会社平井 農園	益城町	上益城郡益城町大字惣領字迎城ノ尾1927
森永 伴法	熊本市	農業生産法人 株式会社平井 農園	益城町	上益城郡益城町大字安永字宗曾利951-1
井上 恒信	熊本市	富岡 敏行	熊本市	上益城郡益城町大字島田字堀切1757
山村 昭治	熊本市	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字木山字道上11-1ほか3筆
坂井 浩章 (亡)坂井 利明	熊本市	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字宮園字川端363-2ほか1筆
中村 光男	益城町	福本 修	熊本市	上益城郡益城町大字木山字道下116-1ほか4筆
今村 文子	益城町	吉田 一浩	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字迫久保170-1ほか5筆
今村 文子	益城町	豊島 利秋	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字登立646-1
松永 政開	益城町	渡邊 敏昭	益城町	上益城郡益城町大字木山字大迫端897-1
吉岡 隆昭	福岡県 福岡市	渡邊 敏昭	益城町	上益城郡益城町大字木山字大迫端899-1
小田 良生	宮崎県	小田 秀生	益城町	上益城郡益城町大字平田字道之

	小林市			上1567-1ほか2筆
山下 儀一郎	益城町	有限会社吉水農園	益城町	上益城郡益城町大字小谷字高遊1563-1ほか2筆
井長 浩之	益城町	有限会社吉水農園	益城町	上益城郡益城町大字杉堂字萩原614
奥村 国彦	益城町	有限会社吉水農園	益城町	上益城郡益城町大字田原字西大久保874ほか2筆
村田 千鶴子	益城町	有限会社吉水農園	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字才目236-1
矢嶋 弘子	益城町	有限会社吉水農園	益城町	上益城郡益城町大字杉堂字木ノ本383-1ほか1筆
中島 信夫	大津町	有限会社野田青果	益城町	上益城郡益城町大字平田字西原1883
中島 信夫	大津町	福永 貴大	益城町	上益城郡益城町大字福原字八ノ坪443
山本 信行	益城町	山内 進	益城町	上益城郡益城町大字杉堂字鳥越371
緒方 セツ	益城町	株式会社果実堂	益城町	上益城郡益城町大字平田字八ノ久保2186-1
香山 勇一	熊本市	有限会社コウヤマ	益城町	上益城郡益城町大字小谷字高遊1576-2
坂本 昭一	熊本市	有限会社コウヤマ	益城町	上益城郡益城町大字田原字北大久保740ほか1筆
吉村 武利	益城町	有限会社コウヤマ	益城町	上益城郡益城町大字小谷字高遊1566-3
森川 忠義	益城町	有限会社コウヤマ	益城町	上益城郡益城町大字杉堂字鳥越348ほか1筆
矢嶋 政登士	益城町	有限会社コウヤマ	益城町	上益城郡益城町大字杉堂字鳥越363-1
矢嶋 君江	益城町	有限会社コウヤマ	益城町	上益城郡益城町大字杉堂字西拝塚438-1
古閑 敬一	益城町	古閑 優一	益城町	上益城郡益城町大字赤井字迎田716
大森 謙次	益城町	堀部 龍一	益城町	上益城郡益城町大字小池字椎木迫3168-1
風呂 昭子	益城町	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字広崎字古閑久保1565
福田 聖司	熊本市	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字馬水字中道241ほか1筆
木下 テル子	益城町	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字馬水字東道362ほか1筆
山田 盛幸	益城町	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字馬水字東道364
上村 直祐	西原村	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字寺迫字街道501-3
村上 康幸 (亡) 村上 光廣	益城町	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字平田字四百石1750
出口 絹代 外2名	熊本市	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字寺中字新日向958
福岡 利江子	益城町	渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字寺中字保口1020ほか1筆

飯銅 恵治子	熊本市	岡松 眞由美	熊本市	上益城郡益城町大字木山字船面 1461
岩村 久雄	益城町	有限会社松本 農産	山都町	上益城郡益城町大字木山字上辻 761
富嶋 誠二	益城町	有限会社松本 農産	山都町	上益城郡益城町大字宮園字二ノ 迫1000-1
前田 輝幸	益城町	有限会社松本 農産	山都町	上益城郡益城町大字寺迫字街道 499-1
守田 道隆	御船町	横山 雄一	御船町	上益城郡御船町大字辺田見字村 下239-1ほか1筆
餅崎 花美	御船町	川部 裕志	御船町	上益城郡御船町大字上野字北原 1303-1ほか1筆
伊藤 寛行	熊本市	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字中原 2063-1ほか1筆
森田 律子	御船町	配藤 誠志	御船町	上益城郡御船町大字木倉字筒井 崎7504ほか1筆
上園 はるみ	熊本市	配藤 誠志	御船町	上益城郡御船町大字木倉字片平 町262
山下 公文	鹿児島 県出水 市	鮫島 友哉	水俣市	水俣市袋字清水299-1ほか 1筆
森山 博	水俣市	有馬 功洋	水俣市	水俣市越小場字豆附748-1 ほか4筆
福永 康夫	津奈木 町	篠原 俊二	津奈木 町	葦北郡津奈木町大字津奈木字柏 原811-1
地方 睦子	津奈木 町	早川 竜彦	津奈木 町	葦北郡津奈木町大字岩城字浜平 2634ほか1筆
鶴野 壽彦	津奈木 町	小嶋 泰治	津奈木 町	葦北郡津奈木町大字岩城字竹中 524-2

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森本 淳	熊本市	上益城郡甲佐町大字上早川字上大谷3307
森本 淳	熊本市	上益城郡甲佐町大字上早川字上大谷3272 ほか3筆
森本 淳	熊本市	上益城郡甲佐町大字上早川字上大谷2724
森本 淳	熊本市	上益城郡甲佐町大字上早川字小原4002
森本 淳	熊本市	上益城郡甲佐町大字上早川字小原3980- 1ほか4筆
渡辺 勝臣	山都町	上益城郡益城町大字寺迫字舟面439ほか7 筆

2 認可年月日  
令和8年(2026年)3月24日

**熊本県公告第186号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、県営天君地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第4項で準用する同法第87条第5項の規定により公告し、計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天君地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し

- 2 縦覧期間  
令和8年(2026年)4月6日から令和8年(2026年)5月7日まで
- 3 縦覧場所  
御船町役場、嘉島町役場、益城町役場、熊本市役所

**熊本県公告第187号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により益城台地中土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。  
令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

氏 名	住 所
北村 幸一	上益城郡益城町古閑333番地1
福岡 廣徳	上益城郡益城町古閑322番地
北村 定	上益城郡益城町古閑339番地2
松岡 秀一	上益城郡益城町古閑326番地
福田 博文	上益城郡益城町福富725番地
陣田 博行	上益城郡益城町古閑403番地

**熊本県公告第188号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県公告第189号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 契約事項の名称  
熊本県道路賠償責任保険契約
  - (2) 契約内容  
熊本県が管理する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項の道路実延長(3,563,102.6メートル。他の道路管理者との協定に基づき熊本県が管理する道路を含む。なお、有料道路を除く。)及び熊本県が管理する港湾法(昭和25年法律第218号)に定める臨港道路総延長(54,962.2メートル)の道路賠償責任保険契約
  - (3) 契約期間  
令和8年(2026年)6月1日午後4時から令和9年(2027年)6月1日午後4時まで
- 2 入札に関する事務を担当する部局の名称等  
熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班  
郵便番号 862-8570  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
電 話 096-333-2495
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条の損害保険業免許を受けている者であること。
  - (3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。
  - (4) 県税を完納している者であること。
  - (5) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- 4 入札参加のための確認申請
  - (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 誓約書
- (2) 提出方法
  - (3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
  - この公告の日から令和8年（2026年）4月17日（金）午後5時まで
- (4) 提出場所
  - 2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）
- (5) 確認結果の通知
  - 競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札手続等
  - (1) 入札仕様に対する質問の受付期間
    - 2に掲げる入札担当部局において4(3)の期間まで受け付ける。
  - (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得
    - 2に掲げる入札担当部局において4(3)の期間まで行う。
  - (3) 入札説明会
    - ア 日時 令和8年（2026年）4月6日（月）午前10時
    - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館11階本館土木部会議室
  - (4) 入札の方法
    - ア 日時 令和8年（2026年）4月23日（木）午前10時
    - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館11階土木部会議室
  - ウ 入札方法
    - この入札は、紙入札とする。
  - エ 入札書の提出方法
    - 入札書（代理人が入札するとき、入札書及び委任状）をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）4月22日（水）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「契約事項の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」及び「契約事項の名称」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
  - (5) 入札金額
    - 入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。
  - (6) 開札の方法及び日時等
    - 入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書の提出をした場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(4)アの日時に(4)イの場所で開札を行う。
  - (7) 入札の回数及び再入札の日時等
    - 入札回数は、2回までとする。
    - 1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。
  - (8) 入札の無効
    - 次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
    - ア 熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条各号のいずれかに該当する入札
    - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
  - (9) 入札の中止等
    - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
  - (10) 落札者の決定方法
    - 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。
  - (11) 入札保証金
    - ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
    - (ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
    - (イ) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証
    - イ アの規定にかかわらず、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

- (ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

ウ (11) イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の(ア)から(エ)までにより提出すること。

- (ア) 提出期限 令和8年(2026年)4月17日(金)午後5時
- (イ) 提出場所 2に掲げる入札担当部局
- (ウ) 提出方法 持参に限る。
- (エ) 提出様式 別記様式4

エ 入札保証金の還付

- (ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。
- (イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3)に掲げる期限
- イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しない。

(3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

8 問合せ

(1) 問合せ先

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班  
郵便番号 862-8570  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2495

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

熊本県公告第190号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和8年(2026年)4月3日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県消防学校車庫棟什器製造業務委託

(2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県知事公室危機管理防災局消防保安課消防班（熊本県防災センター2階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札事務局 熊本市出納局管理調達課 達班 (熊本県庁行政棟本館2階)
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容 熊本県消防学校車庫棟什器製造業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。)による。
- (5) 委託期間 契約締結日から令和8年(2026年)9月30日(水)まで
- (6) 納品場所 熊本県消防学校 熊本県上益城郡益城町惣領2167
- (7) 入札方式(紙入札併用案件) この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者 イ 登録破損等である電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額 入札金額は、本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札する(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を適用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 仕書に特段の定めがない事項については、熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。等に関する要綱(平成18年熊本市告示第521号)による審査の上、者であること。資格を有すると決定された者のうち本業務区分が「物品」に登録されていない場合、また、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合は、資格審査が入札期間に合わないことがある。ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間 公告の日から令和8年(2026年)4月13日(月)午後3時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先 熊本県出納局管理調達課管理班 (熊本県庁行政棟本館2階)
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法 熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上提出すること。提出は、アの受付期間内とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
  - (1) 提出書類 この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件を満たす者であることとの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
    - ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
  - (2) 提出方法 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アに掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1) アに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)4月22日(水)午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札事務局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書(別紙様式2)により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)4月22日(水)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)5月19日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)5月18日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)5月19日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札事務局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(別紙様式3)(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状(別紙様式4))を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)5月18日(月)(必着)までに1(3)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重に封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書(別紙様式5)を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定する電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届(別紙様式6)を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限

は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納付書(別紙様式7)を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書(別紙様式8)を県に提出したとき、還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金免除申請書(別紙様式9)により、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県知事公室危機管理防災局消防保安課消防班

電話番号 096-333-2116

ファックス番号 096-383-1503

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Manufacturing of garage equipment for Firefighter Academy

(2) Date and Place for tender

Date: May 19th, 2026, 10:00a.m.

- Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Procurement Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Fire Safety Division  
Disaster and Crisis Management Bureau  
Office of the Governor  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2116
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第191号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年（2026年）4月3日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字桜山1473番1、同1473番5、同1473番6及び同1476番の一部  
4,999.94平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
サンフロンティアホテルマネジメント株式会社

**熊本県公告第192号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年（2026年）4月3日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字向島1024番1の一部  
182.10平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区馬渡二丁目12番35号  
株式会社シアーズホーム

**熊本県公告第193号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）4月3日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第194号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画ごみ焼却場（八代市清掃センター）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）4月3日

熊本県知事 木村 敬

登録依頼

**熊本県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条

第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年（2026年）4月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

その総数の50分の1 28, 272  
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数 276, 699

熊本県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年（2026年）4月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

その総数の3分の1の数  
選挙区名  
熊本市第二選挙区 61, 142  
八代市・八代郡選挙区 35, 666  
人吉市選挙区 8, 248  
荒尾市選挙区 13, 661  
水俣市選挙区 6, 104  
玉名市選挙区 17, 116  
天草市・天草郡選挙区 22, 062  
山鹿市選挙区 13, 441  
菊池市選挙区 12, 716  
宇土市選挙区 9, 911  
上天草市選挙区 6, 711  
宇城市・下益城郡選挙区 18, 008  
阿蘇市選挙区 6, 700  
合志市選挙区 16, 904  
玉名郡選挙区 10, 398  
菊池郡選挙区 21, 088  
阿蘇郡選挙区 9, 574  
上益城郡選挙区 23, 067  
葦北郡選挙区 5, 450  
球磨郡選挙区 13, 449  
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
選挙区名  
熊本市第一選挙区 136, 560

熊本県選挙管理委員会告示第27号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、第52回衆議院議員総選挙の熊本県内の小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定める。

令和8年（2026年）4月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

選挙名	届出候補者の数	区分	基幹放送事業者	回数
第52回衆議院議員総選挙	1人又は2人	テレビジョン放送	株式会社テレビ熊本	1回
		ラジオ放送	株式会社熊本放送	1回
	3人又は4人	テレビジョン放送	株式会社熊本放送	1回
		ラジオ放送	株式会社テレビ熊本	1回

正 誤

定) 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	12	菊池郡菊陽町花立一丁目 5番30号	菊陽郡菊陽町花立1丁目 5番30号

令和8年(2026年)1月30日熊本県公告第63号(農用地利用集積等促進計画の認可)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ		行		
13		22		
正				
宮川 政友	宇城市	有限会社宮川 洋蘭	宇城市	宇城市三角町戸馳字堤下564 4ほか7筆
誤				
宮川 政友	宇城市	有限会社宮川 洋蘭	宇城市	宇城市三角町戸馳字堤下564 4ほか8筆

ページ		行		
17		45		
正				
三石 義信	宇城市	友田 芳子	八代市	宇城市小川町新田出字二番24 0-1ほか2筆
永木 誠	宇城市	株式会社永木 農園	宇城市	宇城市小川町新田出字四番37 5-1ほか3筆
誤				
三石 義信	宇城市	友田 芳子	八代市	宇城市小川町新田出字二番24 0-1ほか2筆
永木 伸一	宇城市	株式会社永木 農園	宇城市	宇城市小川町新田出字一番12 5ほか13筆
永木 誠	宇城市	株式会社永木 農園	宇城市	宇城市小川町新田出字四番37 5-1ほか3筆